

令和8年度第1回八千代市福祉有償運送運営協議会

令和8年5月22日（金）午前10時00分～

八千代市役所2階 第1・2会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 八千代市における福祉有償運送の必要性について（資料1）
- (2) 特定非営利活動法人ひだまりにおいて実施する福祉有償運送の更新申請について
（資料2）
- (3) 社会福祉法人八千代市社会福祉協議会において実施する福祉有償運送の更新申請に
ついて（資料3）

3. 閉 会

<資料>

資料1：八千代市における福祉有償運送の必要性について

資料2：特定非営利活動法人ひだまり 更新申請資料

資料3：社会福祉法人八千代市社会福祉協議会 更新申請資料

八千代市における福祉有償運送の必要性について

1. 移動制約者の状況（令和8年3月末現在）

※集計時期の関係上、令和7年3月末時点の人数等の情報を載せているものが一部あります。

①障害者数（児含む）

	人数
身体障害者(児)	5,287
知的障害者(児)	1,622
精神障害者(児)	2,684
合計※	9,593

③基本チェックリスト該当者

	人数
該当者数	87

※数値は令和7年3月末現在

②要介護者及び要支援者

（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	1,143	1,452	2,071	1,690	1,266	1,150	703	9,475
第2号被保険者	20	24	40	57	35	24	33	233
合計	1,163	1,476	2,111	1,747	1,301	1,174	736	9,708

※数値は令和7年3月末現在

④推移（重複している方もいるため、参考値）

(1) 障害者

（単位：人）

	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
身体障害者(児)	5,443	5,425	5,359	5,308	5,287
知的障害者(児)	1,367	1,452	1,503	1,555	1,622
精神障害者(児)	1,847	1,992	2,204	2,422	2,684
合計	8,657	8,869	9,066	9,285	9,593

(2) 要介護者・要支援者・基本チェックリスト該当者

	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
要介護・要支援	9,099	9,355	9,471	9,708
基本チェックリスト該当者	6	28	48	87
合計	9,105	9,383	9,519	9,795

※集計時期の関係上、令和7年3月末までの情報となります

2. 福祉タクシー券の利用状況

①障害者支援課（タクシー利用助成）

	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
交付者数	1,655人	1,618人	1,587人	1,608人	1,646人
交付冊数	1,789冊	1,748冊	1,718冊	1,828冊	1,882冊
利用枚数	20,599枚	19,576枚	20,178枚	28,286枚	31,418枚

②長寿支援課（外出支援，運転免許証自主返納支援）

	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
交付者数	1,436 人	1,523 人	1,479 人	2,464 人
交付冊数	1,464 冊	1,549 冊	1,509 冊	2,985 冊
利用枚数	18,224 枚	19,982 枚	19,740 枚	30,530 枚

※集計時期の関係上，令和 7 年 3 月末までの情報となります

3. 本市における福祉運送の状況

道路運送法上の事業許可を取得している事業者の状況

※市内に事業所を有する事業者の状況であり，電話や実績報告等により確認した内容です。

(1) タクシー事業者（4 条許可）

	R4	R5	R6	R7	R8
事業者数	7	7	7	7	7
車両総数	189 台	184 台	184 台	169 台	163 台
福祉車両数	36 台	39 台	47 台	65 台	69 台
その他(普通車)	153 台	145 台	137 台	104 台	94 台

※協議会前に事業所に電話確認しているため，確認の時期が年度により異なります。

(2) 福祉有償運送（79 条 2 号登録）

	R4	R5	R6	R7	R8
事業者数	9	9	8	9	7
車両総数	30 台	29 台	26 台	30 台	25 台
福祉車両数	15 台	14 台	11 台	13 台	10 台
その他(普通車)	15 台	15 台	15 台	17 台	15 台

(3) 合計

	R4	R5	R6	R7	R8
事業者数	16	16	15	16	14
車両総数	219 台	213 台	210 台	199 台	188 台
福祉車両数	51 台	53 台	58 台	78 台	79 台
その他(普通車)	168 台	160 台	152 台	121 台	109 台

令和8年4月15日

八千代市長

住所 千葉県稲毛区長沼32番地
名称 特定非営利活動法人ひだまり
代表者名 理事長 平井 紳一

八千代市福祉有償運送運営協議会への協議依頼について

このことについて、別添のとおり自家用有償旅客運送の更新登録申請書案を提出いたしますので、福祉有償運送に係る運営協議会へ諮っていただきますようお願いいたします。

申請団体 : 特定非営利活動法人ひだまり
代表者名 : 平井 紳一
住所 : 千葉県稲毛区長沼町32
電話 : 043-258-8604
FAX : 043-310-5061
e-mail : mapleleaf@almond.ocn.ne.jp
担当名 : 高柳・小川

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

名称 特定非営利活動法人ひだまり
住所 千葉市稲毛区長沼
代表者名 理事長 平井 紳

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名称 特定非営利活動法人ひだまり
住所 千葉市稲毛区長沼町32番地
代表者名 理事長 平井 紳一

2. 登録番号

関 千 福 第70号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福 祉 有 償 運 送

4. 運送の区域

運送の区域	備考
千葉市・四街道市・八千代市 及び千葉市・四街道市・八千代市を発着地とする地域	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位置
メープルリーフ	千葉市稲毛区長沼町32番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす 車 (軽)	兼用者 (軽)	回転シート 車 (軽)	セダン 等 (軽)	合計 (軽)
メーブルリーフ	所有	()	()	()	()	2 ()	2 ()
	持込	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	2 ※ (1) ()	2 (1)
	合計	()	()	()	()	4 (1)	4 (1)

軽自動車については、()内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="checkbox"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="checkbox"/>	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
<input checked="" type="checkbox"/>	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
<input type="checkbox"/>	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="checkbox"/>	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="checkbox"/>	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号のる基準(基本チェックリスト)に該当する者
<input type="checkbox"/>	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合)協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が譲ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

八千代市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認調査表

NO	項目		内容
1	運送主体		特定非営利活動法人ひだまり
2	運送対象	ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
3	使用車両	車両数	セダン車等 4台 合計 4台
		使用権限	使用車両4台については運送主体が使用権限を有している
		車両の表示	マグネットにて、福祉有償運送事業者であること、事業所名を表示
4	運転者		<p>運転者 11名</p> <p><内訳>普通免許保持者 11名</p> <p><講習>国土交通省認定福祉有償運送運転者講習(セダン等運転者講習を含む)を受講し、修了証の交付を受けている</p> <p>また、免許取消、一時停止処分を受けていない</p>
5	損害賠償措置		<p>損害保険ジャパン (対人:無制限、対物:無制限) 3台</p> <p>ソニー損害保険株式会社 (対人:無制限、対物:無制限) 1台</p>
6	対価	設定	走行距離に対して 5kmまで500円、以降100円/km
		説明	千葉県の距離制運賃「初乗運賃」「加算運賃」の半額を参考に設定
		対価以外の対価	
		その他(入会金等)	※有料道路及び有料駐車場料金は、利用者負担

利用料金一覧

特定非営利活動法人ひだまり

移送会員登録料(年会費)

なし

利用料金

- 5kmまで500円
- 5km～ 1km毎に100円
- 居宅介護サービス・タイムケアとの組み合わせでのみ利用できます。
- 送迎サービスのみでのご利用はできません。
- 利用料金には、迎車・実車・回送料金を含みます。

計算例

5km	500円
10km	500円 + 500円(5km) = 1000円
15km	500円 + 1000円(10km) = 1,500円
20km	500円 + 1,500円(15km) = 2,000円
25km	500円 + 2,000円(20km) = 2,500円
30km	500円 + 2,500円(25km) = 3,000円

関東運輸局千葉運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人による役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和8年1月19日

名 称 特定非営利活動法人ひだまり
住 所 千葉市稲毛区長瀬
代表者氏名 理事長 平井 紳



自家用有償旅客運送者登録証

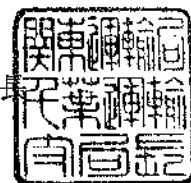
道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

- 登録番号
関千福第70号
- 登録の有効期間
令和8年6月29日 まで
- 名称、住所、代表者氏名
(名称) 特定非営利活動法人 ひだまり
(住所) 千葉県千葉市稲毛区長沼町32番地
(代表者氏名) 平井 紳一
- 自家用有償旅客運送の種別
福祉有償運送
- 運送の区域
千葉市、八千代市、四街道市

令和5年7月5日

関東運輸局千葉運輸支局長




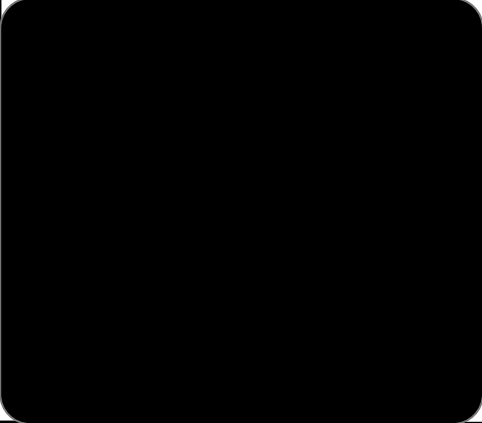
自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人ひだまり

番号	自動車登録番号 又は車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	千葉530ち8604	7	NPOひだまり	自家用有償旅客運送に 従事する運転者	
2	千葉530つ8604	8	NPOひだまり	自家用有償旅客運送に 従事する運転者	
3	千葉333た2315	7	■■■■■	自家用有償旅客運送に 従事する運転者	
4	千葉581は5000	4	■■■■■	自家用有償旅客運送に 従事する運転者	

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

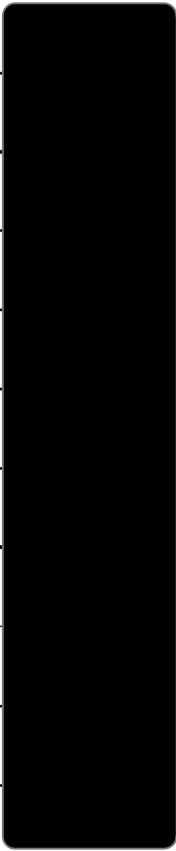

申請者 特定非営利活動法人ひだまり が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区分	種類
1			普通	1種
2			普通	1種
3			普通	1種
4			普通	1種
5			普通	1種
6			普通	1種
7			普通	1種
8			普通	1種
9			普通	1種
10			普通	1種
11			普通	1種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別(普通・大型及び1種・2種)を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人ひだまり

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1			普通	1種	
2			普通	1種	
3			普通	1種	
4			普通	1種	
5			普通	1種	
6			普通	1種	
7			普通	1種	
8			普通	1種	
9			普通	1種	
10			普通	1種	
11			普通	1種	

第 千葉北 号
0780

安全運転管理者証

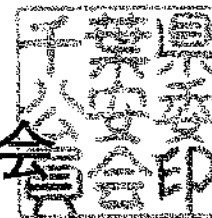
千葉市稲毛区長沼町32
特定非営利活動法人ひだまり

高柳 佳弘

道路交通法第74条の3第1項の規定による
安全運転管理者であることを証する。

平成23年4月27日

千葉県公安委員会



運送主体(申請者) 特定非営利活動法人 ひだまり

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (特定非営利活動法人 ひだまり)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	高柳 佳弘		安全運転管理者		

※乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

※運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

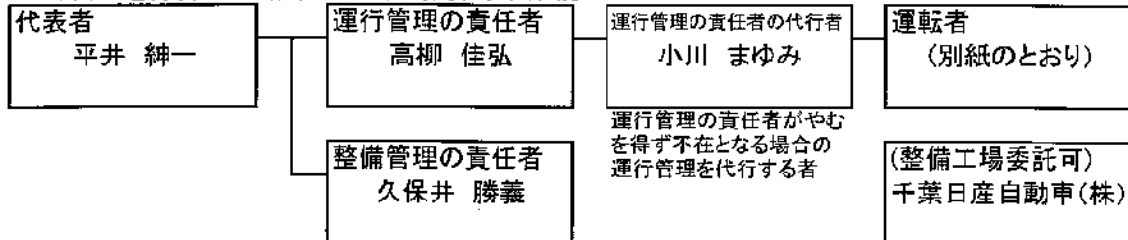
※事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

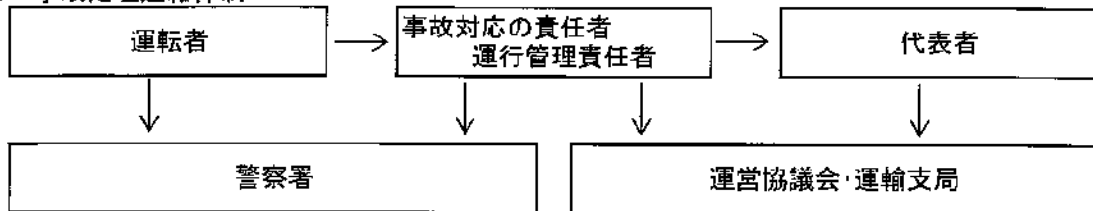
No	氏名	住所	協力
1	久保井 勝義		

※事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人ひだまり

身体障害者		人 数	要介護認定者		人 数
6 級			要 介 護 1		
5 級			要 介 護 2		
4 級			要 介 護 3		
3 級			要 介 護 4		
2 級			要 介 護 5		
1 級			合計		
合計			要支援認定者		人 数
精神障害者		人 数	要 支 援 1		
3 級			要 支 援 2		
2 級			合計		
1 級			基本チェックリスト該当者		人 数
合計			合計		
知的障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
軽 度			肢 体 不 自 由		
中 度			内 部 障 害		
重 度		5	知的障害（認定者を除く）		
合計		5	精神障害（認定者を除く）		
			そ の 他		
合 計		5	合 計		
総合計					5

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人ひだまり

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由	備考
1			H15.7.18	ハ	
2			H16.8.13	ハ	
3			H17.1.16	ハ	
4			H17.5.21	ハ	
5			H21.9.18	ハ	
6					
7					
8					
9					
10					

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他の障害等を有する者

特定非営利活動法人ひだまり定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひだまりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市稲毛区長沼町32番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、千葉市及びその周辺の地域の、知的障害のあるもの、およびその家族に対して、地域生活支援および成年後見等に関する事業を行い、もって福祉の増進と人権の擁護に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 一時預かり、送迎、宿泊及び外出支援、居宅介護など
- (2) 就労支援
- (3) 就労施設等の運営
- (4) 催し物の開催
- (5) 知的障害のあるものによる作品等の斡旋販売
- (6) 施設その他生活に係わる情報の提供
- (7) 知的障害のあるものに支援を行う人材の養成
- (8) 知的障害のあるものに支援を行う人材の派遣
- (9) 財産信託管理を含む成年後見などの権利擁護
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (13) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (14) 福祉団体の運営支援
- (15) 上に掲げる事項に関する相談や支援等

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2) 利用会員 この法人のサービスを受けるもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を専ら経済的側面から支援する個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件等は付さない。

2 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。理事会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

3 正会員以外の会員になろうとするものは、入会申込書により、理事長に申し込むものとする。理事長は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

4 理事会又は理事長は、前2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費及び利用料)

第8条 会員は、總會において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、この法人のサービスを利用するときは、理事会において別に定める利用料を払わなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、總會の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 10名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 専務理事は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当するものは、役員になることはできない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長の指揮のもと会務の全般を執行し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、次の理事長が就任するまでの間、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年又は役員就任後2年目の通常総会終結までのいずれか短い期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 除名

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 清算人の選任

(12) 残余財産の帰属

(13) 事務局の組織及び運営

(14) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議次の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があ

った場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）する時は総会において、清算人を選任する。

又は、選任しない場合は理事長が清算人になる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で定めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局の長およびその他の職員若干名を置く。

3 事務局の長は、専務理事がこれにあたる。

4 事務局の職員は、理事長の同意をえて、専務理事がこれを任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この定款は、平成18年10月16日改定する。

- 3 この定款は、平成 25 年 6 月 25 日改定する。
- 4 この定款は、平成 26 年 11 月 23 日改定する。
- 5 この定款は、平成 29 年 5 月 14 日改定する。
- 6 この定款は、令和 2 年 5 月 24 日改定する。
- 7 この定款は、令和 7 年 8 月 21 日改定する。
- 8 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理 事 長	小 関 茂
専務理事	齋藤 清司
理 事	大野 忠彦
同	勝田 隆治
同	高崎由美子
同	津端 宏
同	藤原 千鶴
監 事	田中 章夫

- 9 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人が成立の日から平成 16 年 5 月 31 日までとする。
- 10 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 11 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 12 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正 会 員	入会金	0 円	年会費	0 円	
(2) 利用会員	父の樹会に属	入会金	4,000 円	年会費	3,000 円
	するもの				
	それ以外	入会金	4,000 円	年会費	3,000 円
(3) 賛助会員	入会金	0 円	年会費	3,000 円/1 口	

本定款は、当法人の定款に相違ないことを証する。

令和 8年 1月19日

特定非営利活動法人
理 事 平井 紳



履歴事項全部証明書

千葉県稲毛区長沼町32番地
特定非営利活動法人ひだまり

会社法人等番号	0400-05-001781	
名称	特定非営利活動法人ひだまり	
主たる事務所	千葉県稲毛区長沼原町321番地3	
	千葉県稲毛区長沼町32番地	平成26年11月23日移転 平成26年11月25日登記
法人成立の年月日	平成15年3月13日	
目的等	<p>この法人は、千葉県及びその周辺の地域の、知的障害のあるもの、およびその家族に対して、地域生活支援および成年後見等に関する事業を行い、もって福祉の増進と人権の擁護に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 3 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <p>この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一時預かり、送迎、宿泊及び外出支援、居宅介護など ②就労支援 ③就労施設等の運営 ④催し物の開催 ⑤知的障害のあるものによる作品等の斡旋販売 ⑥施設その他生活に係わる情報の提供 ⑦知的障害のあるものに支援を行う人材の養成 ⑧知的障害のあるものに支援を行う人材の派遣 ⑨財産信託管理を含む成年後見などの権利擁護 ⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ⑪障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 ⑫障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 ⑬児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 ⑭福祉団体の運営支援 ⑮上に掲げる事項に関する相談や支援等 <p style="text-align: right;">平成25年 6月25日変更 平成25年 7月 1日登記</p>	

千葉県稲毛区長沼町32番地
特定非営利活動法人ひだまり

役員に関する事項	[Redacted] 理事 平井 紳一	平成30年 5月13日就任
		平成30年 5月23日登記
		令和 2年 5月13日退任
		令和 7年 2月28日登記
	[Redacted] 理事 平井 紳一	令和 2年 5月24日就任
		令和 7年 2月28日登記
		令和 4年 5月22日退任
		令和 7年 2月28日登記
	[Redacted] 理事 平井 紳一	令和 4年 5月29日就任
		令和 7年 2月28日登記
		令和 6年 5月22日退任
		令和 7年 2月28日登記
[Redacted] 理事 平井 紳一	令和 6年 6月16日就任	
	令和 7年 2月28日登記	
従たる事務所	1 千葉県稲毛区長沼町32番地	平成15年11月15日移転
		平成15年11月30日登記
		令和 7年 5月25日廃止
		令和 7年 6月18日登記
登記記録に関する事項	設立	平成15年 3月13日登記

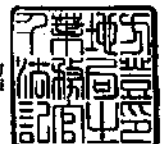


これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 8年 1月 6日


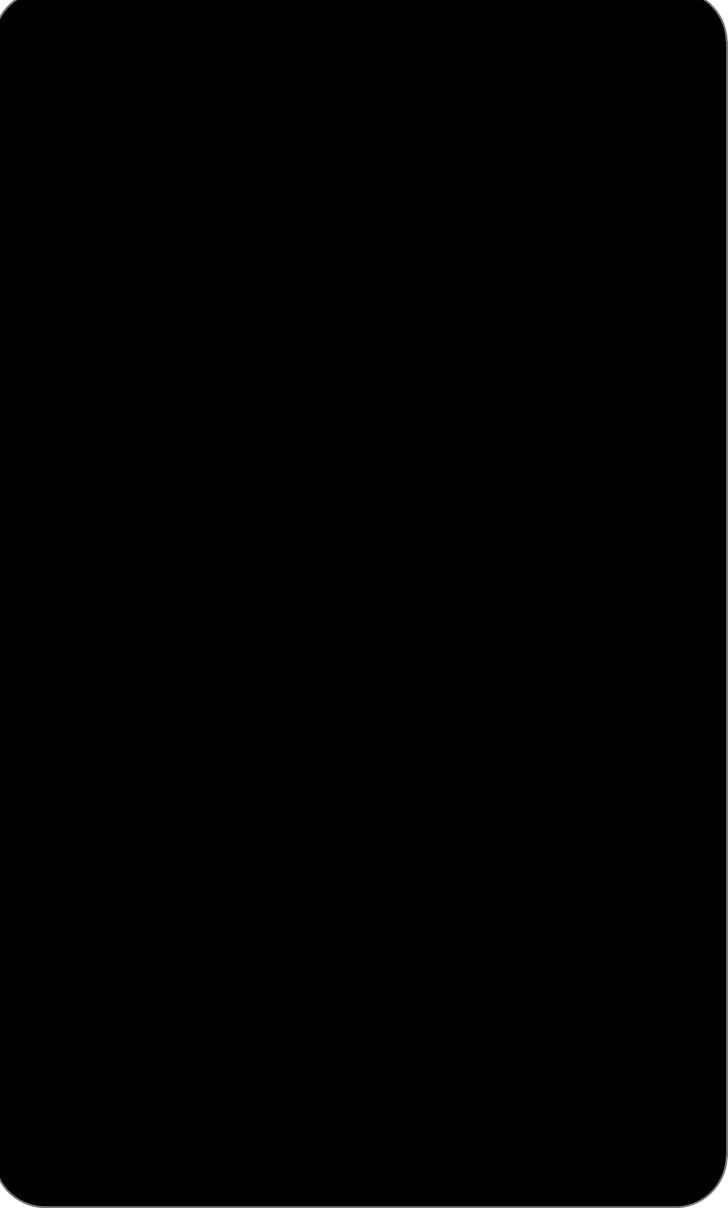
千葉地方法務局
登記官

檜 川 博 昭



役員名簿

特定非営利活動法人ひだまり

役名	氏名	住所又は居所
理事		
同		
同		
同		
同		
同		
同		
同		
同		
同		
監事		

令和8年1月19日現在

八社福地ポ発第9号
令和8年4月20日

(あて先) 八千代市長

住 所 千葉県八千代市大和田新田 312-5
名 称 社会福祉法人
八千代市社会福祉協議会
代 表 者 会長 網島 照

八千代市福祉有償運送運営協議会への協議依頼について

このことについて、別添のとおり自家用有償旅客運送の登録申請書案を提出いたしますので、福祉有償運送に係る運営協議会へ諮っていただきますようお願いいたします。

申請団体名 八千代市社会福祉協議会
代表者名 会長 網島 照雄
連絡先 047-483-3021
担当者名 地域振興課 佐倉 香

様式第2-2号

令和8年4月20日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

名 称 社会福祉法人
 八千代市社会
 住 所 千葉県八千代市大和田新田 312-5
 代表者の氏名 会長 綱島 照雄



自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
 名称：社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会
 住所：千葉県八千代市大和田新田 312-5
 代表者の氏名：会長 綱島 照雄

2. 登録番号
 関千福68号

3. 自家用有償旅客運送の種別
 福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
八千代市	発地または着地が八千代市内であり、原則として八千代市内と近隣市町村を範囲とする。 特別な事情の場合は社協事務所より概ね同心円状3.5km以内とする。

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会	〒276-0046 千葉県八千代市大和田新田312-5

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	軽自動車 (軽)		軽自動車 (軽)		軽自動車 (軽)		軽自動車 (軽)		軽自動車 (軽)		合計 (軽)	
社会福祉法人 八千代市社会福 祉協議会	所有			2								2	
	持込		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	合計			2								2	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

専業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="radio"/>	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
<input type="radio"/>	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
<input type="radio"/>	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="radio"/>	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
<input type="radio"/>	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

基本料金 300円

距離制料金 1kmずつ 50円

時間制料金 10分ずつ150円

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が譲ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

八千代市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認調査表

NO	項 目	内 容									
1	運送主体	社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会									
2	運送対象	<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者									
3	使用車両	<table border="1" data-bbox="432 759 1409 880"> <tr> <td>車両数</td> <td>寝台車 0台</td> <td>回転シート車 0台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車椅子車 2台</td> <td>セダン車等 0台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>兼用車 0台</td> <td>合計 2台</td> </tr> </table> 使用権限 使用車両2台については運送主体が使用権限を有している 車両の表示 マグネットにて福祉有償運送事業者であることと事業所名を表示	車両数	寝台車 0台	回転シート車 0台		車椅子車 2台	セダン車等 0台		兼用車 0台	合計 2台
車両数	寝台車 0台	回転シート車 0台									
	車椅子車 2台	セダン車等 0台									
	兼用車 0台	合計 2台									
4	運 転 者	運転者 8名 〔内訳〕普通二種免許保持者0名、普通免許保持者8名 〔講習〕国土交通省認定福祉有償運送運転者講習(セダン等運転者講習を含む)を受講し、修了証の交付を受けている また、免許取消・一時停止処分を受けていない									
5	損害賠償措置	〔保険名〕 名称 関東自動車共済 (対人：無制限、対物：無制限) 2台 名称 (対人： , 対物：) 台 名称 (対人： , 対物：) 台									
6	対 価	<table border="1" data-bbox="360 1417 1409 1921"> <tr> <td>設 定</td> <td>基本料金 300円 距離制料金 1kmずつ 50円 時間制料金 10分ずつ 150円</td> </tr> <tr> <td>説 明</td> <td>千葉県タクシー料金の距離制運賃を参考に設定</td> </tr> <tr> <td>対価以外の対価</td> <td>なし(有料道路利用料、駐車料金は利用者負担)</td> </tr> <tr> <td>その他(人会金等)</td> <td>なし</td> </tr> </table>	設 定	基本料金 300円 距離制料金 1kmずつ 50円 時間制料金 10分ずつ 150円	説 明	千葉県タクシー料金の距離制運賃を参考に設定	対価以外の対価	なし(有料道路利用料、駐車料金は利用者負担)	その他(人会金等)	なし	
設 定	基本料金 300円 距離制料金 1kmずつ 50円 時間制料金 10分ずつ 150円										
説 明	千葉県タクシー料金の距離制運賃を参考に設定										
対価以外の対価	なし(有料道路利用料、駐車料金は利用者負担)										
その他(人会金等)	なし										

様式第3号

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和8年4月20日

名 称 社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会
住 所 千葉県八千代市大 12-5
代表者の氏名 会長 綱島 照



千運輸第252号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

関千福第68号

2. 登録の有効期間

令和8年8月17日 まで

3. 名称、住所、代表者氏名

(名称) 社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会
(住所) 千葉県八千代市大和田新田312番地5
(代表者氏名) 網島 照雄

4. 自家用有償旅客運送の種別

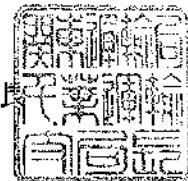
福祉有償運送

5. 運送の区域

八千代市

令和5年7月20日

関東運輸局千葉運輸支局長



自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

社会福祉法人八千代市社会福祉協議会

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	習志野800さ9596	9人	八千代市社会福祉協議会	八千代市社会福祉協議会	
2	習志野580ち1733	4人	八千代市社会福祉協議会	八千代市社会福祉協議会	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式第4号

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（社会福祉法人八千代市社会福祉協議会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	[Redacted]	[Redacted]	普通	1種
			大型	
2			普通	1種
3			普通	1種
4			普通	1種
5			普通	1種
6			大型 普通	1種
7			普通	1種
8	普通	1種		

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第57条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第6号

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（社会福祉法人八千代市社会福祉協議会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

（年号）令和8年4月20日

住 所 [REDACTED]
氏 名 村田 和 [REDACTED]

- ※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名)	社会福祉法人八千代市社会福祉協議会
-------------	-------------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名(八千代市社会福祉協議会)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	村田 和子	██████████	1種		
2					
3					

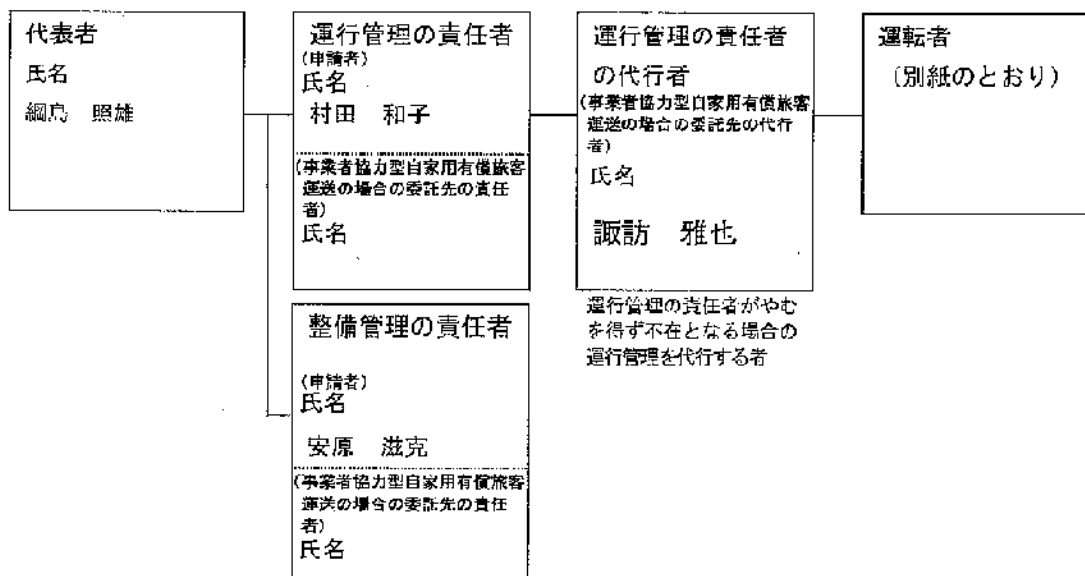
- > 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- > 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- > 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- > 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

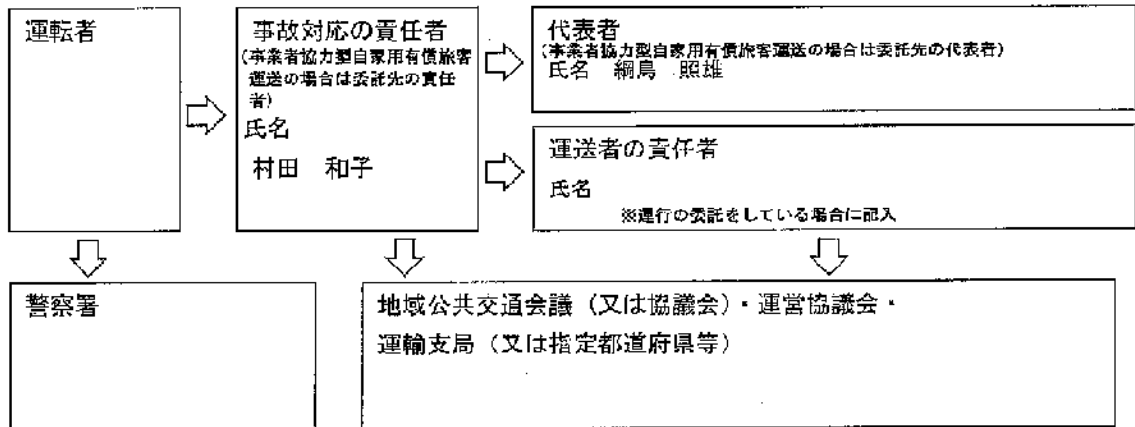
No	氏名	住所	協力
1	安原 滋克	██████████	
2			
3			

- > 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

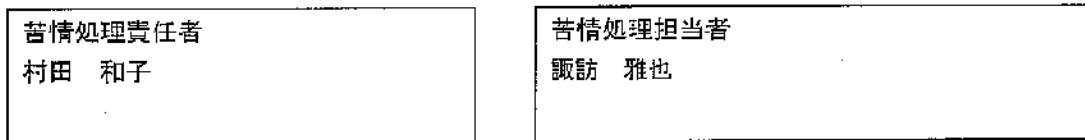
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称 社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考		
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		ト	
1			R2. 1. 21				○					
2			R2. 1. 15					○				
3			R2. 9. 2		○							
4			R3. 6. 17		○							
5			R5. 1. 17		○							
6			R6. 1. 30					○				
7			R6. 8. 7						○			
8			R6. 9. 2					○				
9			R7. 1. 30		○							
10			R7. 6. 17		○							
11			R7. 6. 27		○							
12			R7. 9. 5									○
13			R8. 1. 28							○		
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

(施行規則第61条の29関係)

参考様式第八号

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会

身体障害者		人 数	要介護認定者		人 数
	6 級		要 介 護 1		2
	5 級		要 介 護 2		1
	4 級	2	要 介 護 3		
	3 級		要 介 護 4		
	2 級	1	要 介 護 5		
	1 級		合計		3
合計		3	要支援認定者		人 数
精神障害者		人 数	要 支 援 1		1
	3 級		要 支 援 2		2
	2 級	1	合計		3
	1 級	2	基本チェックリスト該当者		人 数
合計		3	合計		
知的障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
	軽 度		肢 体 不 自 由		
	中 度		内 部 障 害		
	重 度		知的障害 (認定者を除く)		1
合計			精神障害 (認定者を除く)		
			そ の 他		
合計			合計		1
総合計					13

社会福祉法人八千代市社会福祉協議会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、八千代市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 心配ごと相談事業
- (8) 善意銀行事業
- (9) 小口資金貸付事業
- (10) 学童保育運営事業
- (11) 福祉サービス利用援助事業
- (12) 生活福祉資金貸付事業
- (13) 老障資金貸付事業
- (14) 移送サービス事業
- (15) 地域力強化推進事業
- (16) 地域共生型生活支援サービス事業
- (17) その他この法人の目的達成のため必要な事業

2 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 成年後見制度に関する事業

3 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 八千代市福祉センター管理運営事業
- (2) 売店運営事業

(名 称)

第3条 この法人は、社会福祉法人八千代市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を千葉県八千代市大和田新田 312 番地 5 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員 14 名以上 31 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員 3 名、監事 1 名、事務局員 1 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任し

た評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬は、これを支弁しない。ただし、理事及び監事には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第5章 顧問

(顧問)

第24条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員任期に準ずる。

(顧問報酬等)

第25条 顧問の報酬は、これを支弁しない。ただし、顧問には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可不同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会員

(会員)

第32条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のための必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第33条 この法人に部会又は委員会を置く。

2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 部会及び委員会に対する規程については、評議員会において別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第34条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置く。

3 この法人の重要な職員（以下「管理職員等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

- 4 管理職員等以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局及び職員に関する規程については、別に定める。

第10章 資産および会計

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 230万円

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第2条第2項に掲げる公益を目的とする事業及び第2条第3項に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、八千代市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、八千代市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所は、当該会計年度が終了するまでの間備え

置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議を得なければならない。

第11章 公益を目的とする事業

(種別)

第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 成年後見制度に関する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第12章 収益を目的とする事業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 八千代市福祉センター管理運営事業

(2) 売店運営事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第45条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第288号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第13章 解散

(解散)

第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第14章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、八千代市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係る

ものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を八千代市長に届け出なければならない。

第15章 公告の方法その他

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、社会福祉法人八千代市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長	平 野 弥
副 会 長	鈴 木 苜
副 会 長	松 浦 義 雄
常務理事	荒 井 康 博
理 事	立 石 茂 雄
理 事	藤 竹 大 一
理 事	松 戸 元 治
理 事	植 村 志 ん
理 事	松 原 映 治
理 事	井 納 光 夫
監 事	高 橋 清
監 事	中 台 庄之助

附 則

この定款は、昭和44年7月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年12月26日から施行する。

2 第5条第1項及び第12条第2項については、前項にかかわらず委嘱された者の任期中は、なお従前の例による。

附 則

この定款は、平成9年5月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年3月17日から施行する。

附 則

定款変更の認可申請に伴い、増員された理事3名の任期は、定款第9条の規定にかかわらず、平成13年8月24日までとする。

附 則

この定款は、平成15年2月4日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年6月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年7月28日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成17年3月25日から施行し、千葉県知事認可の日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、委嘱された者の任期中は、なお従前の例による。

附 則

この定款は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。
認可日は、平成18年11月9日とする。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。
認可日は、平成19年2月9日とする。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。
認可日は、平成21年4月30日とする。

附 則

この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。
認可日は、平成22年6月7日とする。

附 則

この定款は、八千代市長の認可のあった日から施行する。
認可日は、平成27年1月6日とする。

附 則

この定款は、八千代市長の認可のあった日から施行する。
認可日は、平成27年6月15日とする。

附 則

この定款は、八千代市長の認可のあった日から施行する。
認可日は、平成28年5月12日とする。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、八千代市長の認可のあった日から施行する。
認可日は、令和元年5月30日とする。

附 則

この定款は、八千代市長の認可のあった日から施行する。
認可日は、令和2年4月24日とする。

附 則

この定款は、八千代市長へ届け出した日から施行する。
届出日は、令和3年4月9日とする。

附 則

この定款は、八千代市長の認可のあった日から施行する。
認可日は、令和6年4月26日とする。

履歴事項全部証明書

千葉県八千代市大和田新田 3 1 2 番地 5
社会福祉法人八千代市社会福祉協議会

会社法人等番号	0400-05-003371
名称	社会福祉法人八千代市社会福祉協議会
主たる事務所	千葉県八千代市大和田新田 3 1 2 番地 5
法人成立の年月日	昭和 44 年 7 月 12 日
目的等	<p>目的及び事業 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、八千代市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 （4）（1）から（3）のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 （5）保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 （6）共同募金事業への協力 （7）心配ごと相談事業 （8）善意銀行事業 （9）小口資金貸付事業 （10）学童保育運営事業 （11）福祉サービス利用援助事業 （12）生活福祉資金貸付事業 （13）老老資金貸付事業 （14）移送サービス事業 （15）地域力強化推進事業 （16）その他この法人の目的達成のため必要な事業</p> <p>2 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。 （1）成年後見制度に関する事業 （2）自立相談支援事業 （3）家計改善支援事業 （4）就労準備支援事業</p> <p>3 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。 （1）八千代市福祉センター管理運営事業 （2）売店運営事業</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 4 月 24 日変更 令和 2 年 5 月 1 日登記</p> <p>目的及び事業 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、八千代市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p>

	<p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共済基金事業への協力 (7) 心配ごと相談事業 (8) 善意銀行事業 (9) 小口資金貸付事業 (10) 学童保育運営事業 (11) 福祉サービス利用援助事業 (12) 生活福祉資金貸付事業 (13) 老障資金貸付事業 (14) 移送サービス事業 (15) 地域力強化推進事業 (16) 地域共生型生活支援サービス事業 (17) その他この法人の目的達成のため必要な事業</p> <p>2 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 (1) 成年後見制度に関する事業</p> <p>3 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 (1) 八千代市福祉センター管理運営事業 (2) 売店運営事業</p> <p>令和 6年 4月26日変更</p>	<p>令和 6年 5月 8日登記</p>
役員に関する事項	<p>理事長 <u>綱島 照雄</u></p> <p>理事長 <u>綱島 照雄</u></p> <p>理事長 <u>綱島 照雄</u></p>	<p>令和 3年 6月23日重任 令和 3年 6月30日登記 令和 5年 6月22日退任 令和 6年 5月 8日登記 令和 5年 6月26日就任 令和 6年 5月 8日登記 令和 7年 6月23日重任 令和 7年 8月 6日登記</p>
資産の総額	<p>金3億1037万6142円 令和 4年 3月31日変更</p> <p>金3億1382万8825円 令和 5年 3月31日変更</p> <p>金3億3070万725円 令和 6年 3月31日変更</p>	<p>令和 4年 6月13日登記 令和 5年 5月31日登記 令和 6年 5月30日登記</p>

千葉県八千代市大和田新田312番地5
社会福祉法人八千代市社会福祉協議会

	金3億1826万3128円 令和7年3月31日変更 令和7年5月30日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年10月4日移転



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和8年4月15日

千葉県方法務局
登記官

高柳正明



整理番号 ぬ799535

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/3

社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会理事名簿

任期:令和8年度のものに関する定時評議員総結の時まで

No.	役職	氏名	住所	電話	選出区分	団体等の役職
1	会長	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	有識者	八千代市社会福祉協議会 会長
2	副会長				支会長連合会	支会長連合会 会長(陸支会長)
3	副会長				八千代市民生委員児童委員協議会連合会	八千代市民生委員児童委員協議会連合会 会長
4	副会長				八千代市自治会連合会	八千代市自治会連合会 会長
5	常務理事				八千代市社会福祉協議会	八千代市社会福祉協議会 事務局長
6	理事				八千代市介護サービス事業者協議会	八千代市介護サービス事業者協議会 会長
7	理事				老人保健施設代表	医療法人心和会 顧問
8	理事				八千代市ボランティア・市民活動推進センター運営委員会	八千代市ボランティア・市民活動推進センター運営委員会 委員長
9	理事				コータリークラブ	八千代コータリークラブ 副理事長 委員長 委員長
10	理事				ライオンズクラブ	八千代ライオンズクラブ 幹事
11	理事				八千代商工会議所	八千代商工会議所 副会頭
12	理事				千葉西法人会	千葉西法人会 八千代ブロック長
13	理事				行政機関	八千代市 子ども部次長

社会福祉法人八千代市社会福祉協議会監事名簿

任期:令和8年度のものに関する定時評議員総結の時まで

No.	役職	氏名	住所	電話	選出区分	団体等の役職
1	監事	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	福祉関係団体の経験	前八千代市民生委員児童委員協議会連合会会長
2	監事				千葉県税理士会千葉西支部	税理士

社会福祉法人八千代市社会福祉協議会顧問名簿

任期:令和8年度のものに関する定時評議員総結の時まで

No.	役職	氏名	住所	電話	選出区分	団体等の役職
1	顧問	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]		前社会福祉協議会会長